（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部改正）

第三十条　中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号を削る。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第三十一条　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号を次のように改める。

十八　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

（銀行法施行令の一部改正）

第三十二条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の五第二項中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第十四条の五第二項及び第十六条の六の二第二項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「、有線ラジオ放送業務の運用の規定に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送」を削る。

（保険業法施行令の一部改正）

第三十四条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五の五第二項中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第四十四条の五第二項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第三十五条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第二項中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第七十二条の二第二項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第三十六条　社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号イ中「第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（ロに掲げるものを除く。）」を「第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　放送法第百二十五条第一項に規定する基幹放送局提供事業者　同項に規定する外国人等

第二十八条第二号ハ中「第五十二条の三十二第一項」を「第百六十一条第一項」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十九号ヌを次のように改める。

ヌ　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園、その行う放送法第二条第二号に規定する基幹放送（以下この号において単に「基幹放送」という。）に係る同法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域が一の都道府県の区域内にとどまるもの及び同法第百四十七条第一項に規定する有料放送を専ら行うものを除く。以下この号において「特定基幹放送事業者」という。）及び同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者（同号に規定する基幹放送局設備を特定基幹放送事業者である同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者の行う基幹放送の業務の用に供するものに限る。）

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十八条　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号を次のように改める。

十九　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三十九条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第六号を次のように改める。

六　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う同条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であって、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十七号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第四十条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八号を次のように改める。

九十八　削除

第百四十九号を次のように改める。

百四十九　削除

第二百三十七号を次のように改める。

二百三十七　削除

第三百八十二号を次のように改める。

三百八十二　削除

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四十一条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号を次のように改める。

十九　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業